

令和 3 年

第 5 回議会臨時会会議録

自 令和3年10月22日

至 令和3年10月22日

福島県会津坂下町議会

令和3年第5回会津坂下町議会臨時会会議録

令和3年10月22日から令和3年10月22日まで第5回臨時会が町役場議場に招集された。

令和3年10月22日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口 享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五十嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀四郎	生 活 課 長	新井田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会 計 管 理 者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美千代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として10番渡部順子君、11番五十嵐一夫君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第5回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

みなさんおはようございます。本日ここに、令和3年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げる案件は、「令和３年度会津坂下町一般会計補正予算（第４号）」１件のご提案となります。

上程した案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさつといたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第７３号上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第３、議案第７３号「令和３年度会津坂下町一般会計補正予算（第４号）」を議題といたします。

議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第７３号 令和３年度会津坂下町一般会計補正予算（第４号）

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。私より議案第７３号 令和３年度会津坂下町一般会計補正予算（第４号）について説明申し上げます。

第１条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に６億３，３３７万８千円を追加し、予算の総額を８４億７，４２８万２千円とするものです。

第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるとするものです。

第２条 債務負担行為の追加・廃止は、第２表債務負担行為補正によるとするものです。

第３条 地方債の変更は、第３表地方債補正によるとするものです。

第４条 一時借入金の借入れの最高額に５億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を１５億円とするものです。

今回の補正予算は、坂下厚生総合病院建設負担金を今年度一括で支出するための過疎債の増額、令和３年産米価下落の影響を受けた農業者を支援するため稲作経営持続化支援補助金の交付、地方創生臨時交付金の追加交付、新型コロナウイルスワクチンの３回目接種を含む実施期間延長、過疎債発行にともなう一時借入金の増額を行うものです。

１ページをご覧ください。第１表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

3 ページをご覧ください。第2表 債務負担行為補正については、追加が1件、廃止が1件です。追加ですが旧五十嵐家住宅建造物保存修理事業で期間は令和4年度まで限度額は3, 174万円であります。9月に国庫補助事業の交付決定がなされたため追加したものです。廃止ですが坂下厚生総合病院建設負担金で、過疎債を活用し今年度一括で支出するために、廃止するものです。

4 ページをご覧ください。第3表地方債補正ですが変更が1件です。坂下厚生総合病院整備事業を5億690万円増額し6億円とします。これは、病院建設年度にしか適用されない過疎債を最大限活用し今年度に一括で支出するために増額したものです。経過措置による過疎債の借入限度額があるため、次年度以降の過疎債の限度額を前倒しする事となります。また、7割の地方交付税措置を受けることとなります。

事項別明細書についてご説明申し上げます。1 ページ総括の歳入につきましては、14 款国庫支出金から21 款町債まで、補正前の額78億4, 090万4千円、補正額6億3, 337万8千円の増、補正後の額84億7, 428万2千円となります。

2 ページをご覧ください。歳出につきましては、2 款総務費から13 款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては歳入と同額となります。財源内訳につきましては国庫支出金が6, 647万8千円の増、地方債が5億690万円の増、一般財源が6, 000万円の増であります。

3 ページをご覧ください。2 の歳入の詳細について説明いたします。14 款1 項2 目衛生費国庫負担金補正額2, 845万4千円の増は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を含む実施期間延長による令和3年度分の接種費用の負担金の追加交付分でございます。補助率は10/10となります。2 項3 目衛生費国庫補助金補正額3, 802万4千円の増は、2 節新型コロナウイルス対策費補助金はワクチンの3回目接種を含む期間延長による接種体制確保事業費補助金の令和3年度分の追加交付分でございます。1, 832万2千円の増となります。補助率は10/10です。3 節地方創生臨時交付金は事業者支援として追加交付されたもので1, 970万2千円となります。18 款1 項1 目財政調整基金繰入金補正額6, 000万円の増は、令和3年産米の米価下落の影響を受けた農業者を支援するため、稲作経営持続化支援補助金を交付するにあたり、財政調整基金から繰入れするものです。これにより財政調整基金の残額は、4億2, 419万6千円となります。なお今後も年度末の事業執行残や次年度への繰越金を引き続き基金に積み立てして参ります。

4 ページをご覧ください。21 款町債 につきましては、第3表の地方債の補正によりご説明したとおり、変更が1件であります。これにより、町債の総額は5億690万円増の10億1, 277万7千円となります。町債の総額は、アクションプランで定めた、臨時財政対策債及び特段の事情を除き、1億7, 300万円で、毎年度の起債上限2億円以内となっております。財政の健全化を早期に実現するため引き続き起債の新規発行を抑制してまいりたいと考えております。

5 ページをご覧ください。3 歳出についてご説明いたします。2 款1 項1 目一般管理費補正額9万5千円は、令和4年度を初年度とする第3次行財政改善対策プランを策定するため、行財政改善対策委員会を開催し諮問・答申をする委員報酬を計上したものでございます。6 目企画費補正額100万円は、小川原と中岩田にある秋祭りで使用する太鼓台の車庫が経年劣化により雨漏りしているため屋根の修繕工事を実施する坂下自治会長会に対し、地区集会所建設等補助金を交付するものであります。4 款1 項1 目保健衛生総務費は起債の増により、財源の内訳が、地方債5億690万円の増、一般財源421万6千円の

減となります。補正額5億268万4千円の増は、坂下厚生総合病院の建設負担金の全額を今年度に一括で支出するために計上したものであります。5目新型コロナウイルス感染症対策費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金並びに地方創生臨時交付金の充当により、財源の内訳が、国県支出金6,647万8千円の増、一般財源230万4千円の増となります。補正額6,878万2千円の増は、2節給料から4節共済費は、ワクチン接種の期間延長による、会計年度任用職員の人件費と、職員の時間外手当等になります。

6ページをご覧ください。7節報償費は、ワクチン接種の期間延長による、医療機関へのワクチン管理協力金と、予防接種健康被害調査委員の報償費の増となります。10節需用費は、ワクチン接種の期間延長による、ワクチン冷蔵庫の電気料の増となります。11節役務費は、ワクチン接種の期間延長による、郵便料、アイパッド通信料、ワクチン配送料、国保連審査支払手数料の増になります。12節委託料は、ワクチン接種の期間延長による、医療用産廃処理の増、3回目接種に対応するシステム改修費の増、予防接種とあるのはワクチン接種費用の増となります。これは、12歳以上の町民が1、2回目の接種を終えるための追加分と、2回目接種から8か月が経過して3回目の接種を見込んでおります。また、託児業務とあるのは保護者がワクチンを接種する際の託児費用の増、3回目接種の接種券印刷・封入費、コールセンター運営費の増となります。

7ページをご覧ください。14節工事請負費は、新型コロナ対応の会津坂下町生活支援事業の事業費で健康管理センター抗菌シート張替工事の発注確定による減と、小学校の空調設備設置工事の完了による減となります。17節備品購入費は、健康管理センターのサーモグラフィ導入実績による減となります。18節負担金補助及び交付金は、ワクチン接種の期間延長により、両沼地区医療機関コロナワクチン接種体制確保負担金が増となります。また、今回追加交付された地方創生臨時交付金を活用し、会津坂下町生活支援事業を変更し、新たに、感染防止対策事業者応援金として2,000万円を増額し、町内全ての事業者に3万円を交付します。また、緊急事態宣言等の影響の大きい「食品加工・製造業」「酒類販売事業」「宿泊事業」などを営む事業者には追加で5万円を交付するものであります。また、従業員数20名以上の事業者に限定していたサーモグラフィ導入補助金を、上限1台で町内全ての事業者を対象とし、430万円を増額するものです。6款1項3目農業振興費補正額6,099万4千円の増は、1節報酬、99万4千円の増が、上半期の出勤回数の増加により、鳥獣被害対策実施隊の報酬を増額するもので、銃有りで20回、銃無しで500回程の出勤回数の増加を見込んでおります。

8ページをご覧ください。18節負担金補助及び交付金6,000万円につきましては令和3年産米の米価下落の影響を受けた農業者の事業継続を支援するために、稲作経営持続化支援補助金を交付するもので、主食用米生産目標面積10a当たり3千円を助成するものでございます。10款5項5目指定文化財管理費は、旧五十嵐家住宅建造物保存修理事業の国庫補助金交付決定による事業費科目の組替となり、全体の補正額はありません。

9ページをご覧ください。最後に、13款1項1目予備費補正額17万7千円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は4,682万3千円となるものでございます。説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

過疎債についてお伺いします。9月の議会で可決された計画に基づくものなんですけれども、あらためてこの額が経過措置の中で見込まれる上限額、7年間の中全部ですね、見込まれる額の大体何割ぐらいにあたるのかお伺いします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

今回の過疎から外れました経過措置によります過疎債の7年間の経過措置の総額は、正確ではございませんが、約8億2千万円程度になるものと試算はしております。その内の6億円を、この地方債、厚生病院に対する負担金の地方債で充ててまいりますので、約8割弱がこれに向けられるものと試算しております。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

9月の計画の中に色々あったんですけれども、あれについては、ちょっと数字覚えてないんですが、大体6億、8億、2億位と組んでいたのか、それともそれを超える額だったのか、もしそれを超える額で組んでいた場合は、どのようにそれを充てていくのかお伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

過疎債の経過措置については8億で予定をしておりました。当初、令和3年度分につきましては、約1億円程度に試算をしておりましたが、県並びに県が行いました総務省との協議の中で、今回の厚生病院の負担につきましては特殊事情という形で認めていただきまして、前倒しでの起債の充当が可能となったという経過の中でこのような変更をさせていただきました。今後の過疎債の活用並びに事業の執行等々につきましては、過疎債残り2億円の中で調整をしていくこととなりますが、過疎債ではない適債事業もございますので、それらの振り分けの中で財政運営を図っていきたいと考えております。過疎債が7割交付税措置を頂けるということで、一番有利な起債ではございます。それに換わる事業債となれば、交付税措置が少ないものもございまして、それらにつきましては、今後当初の予定をしておりました厚生病院への負担、今年度は1億程過疎債を使わせていただいて、次年度以降単費で後9年間支出するという計画の一般財源の持ち出しを考えますと、今回の前倒しの方が有利であるという試算をしましたので、今回の措置を取らせていただきました。今後の財政運営につきましても、そのような形で一般財源の持ち出しが極力少なくなるような適債事業を使って事業の執行に当たってまいりたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

◎9番（山口享君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口享君。

◎9番（山口享君）

今の同僚議員の質問で大体話は分かったんですけども、あらためて皆さんに分かっていただきたいと思います。3月の定例会にこの話が出まして84億のお金がかかると、その10%8億4千万円を地元市町村で負担してくださいと。坂下町は近隣町村にお願いして、約7割ということで、6億1,700万を町で用意しなくてはいけないということで、令和3年度には9,300万円から1億2千万円近く支払うようになりました。これで今後10年間5億程度を払っていくのを私は大変だなと思っていました。過疎債が使えばいいなと考えていました。過疎債には枠がないということで、これから10年間5千万円ずつ払っていくんだなと思っていましたところ、この補正予算を見て良かったなと思っています。今後10年間このお金を払っていった額と、今回多く払った額の差額はどのくらい分かるでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

これにつきましては交付税措置が7割という形になってまいりますので、今後の全体的な交付税の額の中でどれだけ認められるかという部分にありますので、正確な数字は今現在明確にはならないというふうには考えておりますが、理論値で考えてまいりますと、単費で今後5億を支払っていった場合、交付税によって7割バックされる場合を考えれば、実際は4億2千万円の交付税が戻ってくるという試算となりますので、これを単費で支払った場合ともらえるものということで、行った来たで含めると約9億円位の財源の幅がでくるのではないかと考えております。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

旧五十嵐家住宅の修繕についてでございますけれども、私も見てきたんですが、3か月位前かな。色んなところを結ぶのに、ビニールではなくて、いわゆる縄ではなくて、材料が非常に劣化しやすいものを使って、見える分にも非常に合わないなという思いをしておりました。風雨にさらされると直ぐに劣化してしまっ、強度が直ぐに落ちてしまう。これで大丈夫かなと思ったんですけど、ただ、あれによって強度を保っている、保つ必要があるのかどうか、ちょっと建築上の問題で分からないんですけども、全てをそれで持っているわけではないということは思いました。しかしまた同じようなことがされれば見栄えも良くないし、何回も繰り返しますが、強度がどんどんどんどん直ぐに失われてしまうということで、今回どのような工事になされるのか分かりませんが、その辺も含めてきちんとされるものと思いますけれども、その辺はどのようなになっているのか伺います。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

今回の改修事業につきましては、予めから計画して国県と相談しまして、補助事業に該当になったということで、当然文化財ですので改修の仕様方法、部材等々についても、当然県国の専門の指導を受けて、仕様書、決められた部材等を使って行うということになりますので、その辺はきっちりルール通りと言いますか、規則通りに対応して、逆にその通りに対応していかなければならないという内容になっておりますので、その決められたル

ールの中で対応すると。部材、仕様等々につきましてもきっちりその辺を守りながら対応していくという形になりますので、ご了解いただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はございませんか。

◎13番（青木美貴子君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、青木美貴子君。

◎13番（青木美貴子君）

今同僚議員が五十嵐家のことで質問されたので一緒にお聞きしたいんですけども、教育課長がおっしゃられたように、指定文化財ということなので安易に使用するということは難しい事かと思いますが、ただ見るだけ、こういう建物があつたんだなと知るだけの活用だけではもったいない。というのは、わらべ歌遊びや読み聞かせやいろんなことで建物を利用した行事が、町としてもっと考えられるんじゃないかなと思うんですけども、上がって入っては危険な場所があるのかどうかは分かりませんが、五十嵐家住宅に関しては町としては投資しているわけなんですから、やっぱり投資した分得る物を得ないと、やはり私は意味がないんじゃないかなと思うんですけども、その点どうでしょうか。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

ありがとうございます。今回二十数年ぶりの屋根の茅の改修ということになりまして、非常に景観もリニューアルできれいになりますので、当然御提起いただいたとおり、新たな活用、一つの観光資源と言いますか集客の活用の一つとしても、当然様々なイベントとか行事等を仕掛けていかなければならないと思いますので、いわゆる文化財ですので可能な範囲で、対応できる範囲内で活用していきたいというふうには考えております。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。

◎9番（山口享君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口享君。

◎ 9 番（山口享君）

8 ページの稲作経営持続化支援補助金についてお伺いします。これは財調の方から支出ということで、今回の米価の下落に対して大変苦勞していらっしゃる農家さんの事を考えると、もっともっとやってあげなくちゃいけないと思うんですけれども、当町では当初 2 千円だったものを 3 千円に上げて、町長の英断があったんだなと思います。猪苗代町や磐梯町は 1 万円という数字を出しているようなんですけれども、坂下町は 3 千円が妥当な数字かなとは思っているところなんですけれども、これは財調で出す数字なんなんですけれども、本来、これだけ苦勞しているんですから、国の方からも補助金とか、あるいは支援金とか考えられないんでしょうか。またそういう支援はしていかないんでしょうか。お伺いします。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

今ほどのお質しでございますが、県の方、あとは町村会の方からも国の方にそういう要望について、町からもあげておりまして、そちらの方から国の方へも色々な働きかけをして参るということになっておりますので、今後出てくればこれを充当しながらまた支援をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はございませんか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 73 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。この採決は、挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。
これをもって、令和３年第５回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

（閉会 午前１０時３０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和３年１０月２２日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員